多摩市教育委員会告示第36号

多摩市教育委員会家庭学習のための教育 I C T 機器貸与事業運営要綱を次のとおり定める。 令和 2 年 5 月 7 日

> 多摩市教育委員会 教育長 清 水 哲 也

多摩市教育委員会家庭学習のための教育ICT機器貸与事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多摩市立小・中学校に所属する児童・生徒が、新型インフルエンザ 等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) の要請に伴う臨時休校などにより通学できない間、ICT機器を貸与することにより、家庭における学習環境の整備を支援し、もって児童・生徒の学力の維持・向上に資することを目的とする。

(実施主体)

- 第2条 貸与事業の実施主体は多摩市教育委員会(以下「教育委員会」という。)とする。
- 2 教育委員会は、貸与事業の実施についてその一部を多摩市立学校設置条例(昭和40年 多摩市条例第11号)別表第1及び別表第2に規定された学校(以下「市立学校」とい う。)の学校長に委託することができる。

(対象機器)

第3条 貸与する機器は、教育委員会が指定する機器の範囲とする。

(対象者)

- 第4条 貸与事業の対象者は次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 市立学校に所属する児童・生徒の世帯の者であって、学校が指定する電子教材を閲覧 するためのインターネット環境やパソコン等のICT機器を有していないもの
 - (2) その他、ICT機器の使用が必要な者で、教育委員会が特に認めたもの (貸与期間等)
- 第5条 ICT機器を貸与する期間は、貸出を行う年度を限度として教育委員会が指定する期間とする。
- 2 貸与期間の途中であっても教育委員会が返却を求めた場合には、貸与を受けた者は返却を求めた日の翌日から起算して1週間以内に返却しなければならない。
- 3 ICT機器の貸与に係る費用は無償とする。

(申請)

第6条 ICT機器の貸与を受けようとする者は、教育ICT機器利用申請書(第1号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。

(貸与方法)

第7条 教育委員会は、前条の規定により申請を受けた場合は、その内容を審査し、教育 I C T 機器の貸与を決定したときは、教育 I C T 機器貸与証(第2号様式)を交付した うえで、教育 I C T 機器の貸与を行うものとする。

(教育 I C T 機器の管理等)

- 第8条 教育 I C T 機器の貸与を受けた者は、教育 I C T 機器の利用及び管理には十分注意するものとし、目的に反して使用、譲渡、貸付又は担保にしてはならない。
- 2 教育ICT機器の貸与を受けた者は、利用期間中に教育ICT機器を紛失した場合又

は教育ICT機器を焼失、水没、破損、汚損その他事由により、修復できない状態になった場合はその損害を、修理が必要な場合はその修理費用を賠償しなければならない。 (返還)

- 第9条 教育 I C T機器の貸与を受けた者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに 教育 I C T機器返還届 (第3号様式) に教育 I C T機器を添えて教育委員会に返還しな ければならない。
 - (1) 第4条に定める対象者に該当しなくなったとき。
 - (2) 前条第1項の規定に反したとき。
 - (3) 虚偽により教育 I C T機器の貸与を受けたとき。
- 2 前項の規定による返還がない場合において、教育委員会は、前項各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該の教育 I C T 機器の貸与を受けた者に対し、教育 I C T 機器の返還を求めるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 教育委員会から貸与に関する情報を提供された者は、貸与事業の実施によって 知り得た情報を漏らし、又は貸与事業の実施以外の目的に使用してはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、公示の日から施行する。